

平成 23 年 4 月 20 日

公認会計士・監査審査会

第9回監査監督機関国際フォーラム(ベルリン会合)について
Meeting of the IFIAR (International Forum of Independent Audit Regulators)

第9回監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)が、下記の通り開催された。

記

1. 日程・開催場所

平成 23 年 4 月 11 日(月)～4 月 13 日(水)

ドイツ・ベルリン

2. 参加者

➤ メンバー(各国・地域の監査監督機関)

アブダビ、オーストリア、ブルガリア、カナダ、デンマーク、ドバイ、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、日本、韓国、リトアニア、ルクセンブルク、マレーシア、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、シンガポール、スロバキア、南アフリカ、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、台湾、タイ、トルコ、英国、米国

計 34 カ国・地域

➤ オブザーバー

バーゼル銀行監督委員会(BCBS)、欧州委員会(EC)、金融安定理事会(FSB)、保険監督者国際機構(IAIS)、証券監督者国際機構(IOSCO)、公益監視委員会(PIOB)、世界銀行

計 7 国際機関

➤ 議長

ポール・ジョージ英財務報告評議会(FRC)監査・専門職監視委員会ディレクター

3. 主な議題

- IFIAR 議長、副議長及びアドバイザリー・カウンシルの選挙
- IFIAR コア・プリンシプル
- 現在の市況と最近の検査発見事項に関する議論 等

4. 次回会合

平成 23 年 9 月 26 日(月)～28 日(水) バンコク(タイ)

プレスリリース（仮訳）

監査監督機関国際フォーラム会合
2011 年 4 月 11-13 日 於ベルリン

会合のハイライト

- ・ 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）メンバーは、独立した監査監督機関のためのコア・プリンシプルについて合意した。
- ・ IFIAR メンバーは、監査人と投資家との間のコミュニケーションを向上させるための方策についてレビューを行った。
- ・ IFIAR メンバーは、最近の検査における発見事項を共有した。
- ・ IFIAR は、モニタリング・グループと将来のメンバー資格について議論することに合意した。
- ・ IFIAR メンバーは、国際会計士連盟（IFAC）コンプライアンス・アドバイザリー・パネルを迎え、その業務について議論を行った。
- ・ IFIAR は、2010 年の活動報告書に合意し、公表した。

IFIAR 会合

2011 年 4 月 11 日から 13 日にかけて、34 ヶ国・地域の独立監査監督機関が IFIAR の第 9 回会合に参加した。IFIAR メンバーの詳細については、IFIAR のウェブサイト www.ifiar.org を参照されたい。ポルトガル監査監督審議会（CNSA : Conselho Nacional de Supervisao de Auditoria）が初めて参加し、IFIAR メンバーの数は 38 となった。本会合は、ドイツの監査監督当局（監査監督委員会（AOC : Audit Oversight Commission））の主催により行われた。

書面手続による投票により、ポール・ジョージ英財務報告評議会（FRC : Financial Reporting Council）監査・専門職監視委員会ディレクターとダン・ゲルザー米公開会社会計監督委員会（PCAOB : Public Company Accounting Oversight Board）委員は、それぞれ IFIAR 議長及び副議長の任期を開始した。メンバーは、IFIAR 議長を退任するスティーブン・マイヨール氏の議長職にあった期間における彼の献身及び IFIAR の進展と成功を確かなものとした彼の指導的な役割に対し謝意を表した。

メンバーは、アブダビ、カナダ、オランダ及びスペインの各当局をアドバイザー・カウンスルに選任した。ドイツ及び日本は、引き続き、アドバイザー・カウンスルのメンバーである。IFIAR メンバーは、退任したフランス、ノルウェー、シンガポール及び米国の各当局に対しアドバイザー・カウンスルメンバーとしての貢献に謝意を表した。

バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、欧州委員会（EC）、金融安定理事会（FSB）、保険監督者国際機構（IAIS）、証券監督者国際機構（IOSCO）、

公益監視委員会（PIOB）及び世界銀行の代表もオブザーバーとして参加し、監査に関連する各々の活動状況について報告を行った。

コア・プリンシプル

IFIAR メンバーは、独立した監査監督機関のためのコア・プリンシプル（Core Principles for Independent Audit Regulators）について議論を行い、その採択について合意した。コア・プリンシプルは、監査人及び/又は監査法人に対する独立した検査の実施を含め、グローバルに監査の品質を向上させることにより、公益を図り、投資家保護を向上させるため、IFIAR 憲章に規定されている IFIAR メンバーに共有されている共通の目的を促進することを意図したものである。コア・プリンシプルは、(i) 監査監督の構造、(ii) 監査監督当局の運営、(iii) 検査プロセスに係るプリンシプル、の分野を対象としている。コア・プリンシプルは、IFIAR メンバーを拘束するものではない。しかしながら、メンバーは、各国・地域でのローカルな要求事項や法に反しない限り、自らの管轄地域において当該コア・プリンシプルを遵守することが奨励される。コア・プリンシプルは本リリースに添付されており、IFIAR ウェブサイト <https://www.ifiar.org/aboutus/index.cfm> において入手可能である。

監査報告書と検査における発見事項

前回の IFIAR 会合における投資家代表の提言を受けて、IFIAR は、監査報告書の改善に焦点を当てた会議で議論を行った。こうした議論のために、CFA 協会を代表してヴィンセント・パパ氏、PCAOB 主任監査官のマーティン・バウマン氏及び国際監査・保証基準審議会（IAASB）を代表してダン・モンゴメリー氏の参加を得た。欧州委員会、英 FRC 及び IOSCO が当該分野における直近の状況を報告した。IFIAR メンバーは、投資家との継続的な対話の重要性について合意し、提起された問題について更に検討を行っていく。

IFIAR メンバーは、検査における発見事項も含めた最近の国内の動向について意見交換を行った。いくつかのメンバーが、現下の厳しい市場環境による監査報酬へのプレッシャーが監査品質に負の影響を与えかねないことに懸念を示した。

上記の報告において、監査業務レベルでの検査における発見事項は、例えば、以下の分野を含む：

- ・ 職業的懐疑心の行使に関する懸念
- ・ 公正価値の監査
- ・ 連結財務諸表監査

監査法人レベルで発見された事例としては、業務品質管理レビュー、法人の内部検査プロセス及びインセンティブと報酬構造に関連したものであった。

IFIAR は、モニタリング・グループ¹におけるオブザーバーとしての役割について考慮し、モニタリング・グループとの間で IFIAR の将来的なメンバーとしての参加資格について議論を行うことに合意した。

IFIAR ワーキング・グループ

メンバーは、GPPC 各監査法人との対話と意思疎通、及び監査監督当局の監督上の地域的なカレッジや新しく組織された欧州監査検査グループ（EAIG：European Audit Inspection Group）を含む、IFIAR メンバー間の他の事例について報告を受けた。

IFIAR 基準調整ワーキング・グループは、個々のメンバーが IAASB や国際会計士倫理基準審議会（IESBA）による公開草案や欧州委員会によるグリーン・ペーパーに対する個々のメンバーのコメントを共有することを含む、当該ワーキング・グループの活動について報告した。その他、ワーキング・グループの活動には、IAASB により提案された戦略や事業計画についての議論や一部のワーキング・グループメンバーによる IAASB のプロジェクトへの参画も含まれる。

国際協力について、IFIAR メンバーは、情報共有に関する一般的な事項に関するメンバーの調査結果について議論を行い、検査報告書を含めた、情報共有のためのアプローチについて将来の会合において引き続き議論することに合意した。

メンバーは、2011 年 2 月にワシントン D.C.にて PCAOB の主催によって成功裡に開催された検査ワークショップについて報告を受けた。30 の国・地域からの約 100 人の参加者が、年次で開催される本行事において検査における問題と課題について深い議論を行い、経験や検査における発見事項を共有した。次回の IFIAR 検査ワークショップは、2012 年 3 月にアブダビにおいて開催される。

メンバーは、IFAC のマニエル・サンチェス・イ・マドリ氏とラッセル・ガスリー氏を迎え、両者は IFAC コンプライアンス・アドバイザリー・パネルの業務について講演を行った。

年会費によって共同して賄われている年間の管理リソースの支出を含む 2010 年の IFIAR フェラインの財務諸表が承認された。また、IFIAR メンバーは、IFIAR の外部とのコミュニケーションを促進するという方針の一環として、2010 年の活動報告書を IFIAR ウェブサイトで公表すること及び個々のメンバー・プロファイルを公表することに合意した。IFIAR メンバーは、ワーキング・グループを通じたより一層の活動や強化された内部のコミュニケーション及び一年を通じた IFIAR の活動計画の進捗状況を監視するためのより小規

¹ モニタリング・グループは、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、欧州委員会（EC）、金融安定理事会（FSB）、保険監督者国際機構（IAIS）及び証券監督者国際機構（IOSCO）及び世界銀行により構成される。

模な中間会合に重点を置きながら、2013 年から年 1 回の会合開催に移行することに合意した。

次回会合は、タイ証券取引委員会（SEC）の招待により、2011 年 9 月 26 日から 28 日にかけて、バンコクにおいて開催する。

Core Principles for Independent Audit Regulators 独立した監査監督機関のためのコア・プリンシプル（仮訳）

序文

IFIAR は、独立した監査監督機関（以下、「監査監督当局」）の組織である。その主たる目的は、そのメンバーが、監査人及び監査事務所の検査に焦点を当てつつ、監査の市場環境に関する情報及び独立した監査規制活動に係る実務上の経験を共有できるようにすることである。

IFIAR 憲章と整合的であるコア・プリンシプル（以下、「プリンシプル」）は、効果的な独立した監査監督を全世界的に促進しようとするものであり、それにより、監査品質の向上を通じて、公益を図り、投資者保護を向上させるというメンバーの最重要目的に貢献するものである。

IFIAR における監査監督当局のメンバーとしての地位は、プリンシプルの履行状況によって左右されるものではない。しかし、メンバーは、自国市場における監査法人のリスクプロファイル、規模及び複雑さを勘案しつつ、それぞれの法的管轄域内において適切な限り、その履行に向けて取組むことが奨励される。当該プリンシプルを遵守する上では、監査監督当局の統制が及ばない国家機関による法制の変更や他の施策が要求されるかもしれないことは認識されている。

プリンシプルは以下を企図する：

- ・ 他のメンバーの経験が活用可能となり、これによる恩恵を受けることを通じて、メンバーが自国制度を発展させることを支援し、
- ・ 高品質な監査を促進し、財務報告手続に対する社会的な信頼を深めることを目的とした高品質な監査監督実務の広範な採用を進展させ、
- ・ 当局間の協力を支援し、監査監督における更なる整合性を促すこと。

また、プリンシプルは、IFIAR 未加盟の監査監督当局において、効果的かつ独立した監査監督制度を発展させることを支援するであろう。

原則は太字で表現され、その後には更なる説明を提供する解釈テキストが続いている。

監査監督と監査規制の制度は、一定の条件下、つまり、それが適切な外部環境の中に存在するときのみ有効となり得る。こうした前提条件は、しばしば国の監査監督制度の統制が及ばないが、実際には、その制度の有効性に直接的な影響を与える。主な前提条件は、高品質な監査に対する必要な支援を提供するための、十分に発達した法律及びコーポレートガバナンスの枠組みの存在である。この枠組みの要素としては、以下が含まれるであろう；

- 包括的かつ明確に定義された、一般に公正妥当と認められる会計及び

監査原則と基準

- これらの原則及び基準に従った財務諸表の作成及び公表を求める法的要求事項
- 会計基準を遵守することを確保するための、財務諸表の作成者に対する執行制度（例：違反をした管理責任者への罰金、株主賠償、又は罰則）
- 高品質な企業報告及び監査実務を支援するコーポレートガバナンス制度とその実務
- 会計士及び監査人への効果的な教育と訓練制度

不十分な事項がある場合、監査監督当局は、政府又はその他関連する意思決定者に、そうしたことや、それらの監査品質又は効果的な監査監督制度の運営への潜在的影響を気付かせなければならない。また、監査監督当局は、彼らの通常の活動の一部として、そうした不十分な事項が監督、規制及び検査の有効性に及ぼす影響を軽減させる目的をもって活動しなければならない。

パート A 構造

原則 1：監査監督当局の責任と権限は、公益に資するものでなければならず、また、法律に明確かつ客観的に記述されなければならない。

監査監督当局は、公益を担う業務を行うための権限を有し、監査品質を向上することに努めることによって投資家を保護すべきである。監査監督当局の責任と権限は、少なくとも、社会的影響度の高い事業体の監査に対する独立した監督を要求するものでなければならない。

監査監督のための法的枠組は、監査監督当局の権限と責任を明記し、当局がその監査監督の責務を果たすことを可能にし、また検査及び処分を通じて、監査人/監査法人の認可/登録の際の要求事項を遵守し、適用される監査、専門職及び独立性基準を遵守させる権限を含むことを可能にする適切な権限を与えるものでなければならない。

原則 2：監査監督当局は、運営上独立していなければならない。

独立とは、規制される者による外部干渉なしに、規制活動を実施し、決定を行いかつ執行できる能力を意味する。監査監督当局は、その機能と権限の行使に当たって、監査実務者によってそのガバナンスを支配されないことを含め、外部の政治的な干渉や、商業的、又はその他分野の利害から独立していなければならない。監査監督当局は、確実かつ監査人又は監査法人による不当な影響から自由な、自らの権限と責任を遂行するのに十分な安定した財源を有していなければならない。

原則 3：監査監督当局は、透明性を有し、説明責任を果たさなければならない。

監査監督当局は、そのインテグリティ及び信頼性の維持確保のため、権限の行使、資源の利用において公的な説明責任を果たさなければならない。更に、監査監督当局の決定と行動は、より上位当局に対する上訴を含む、適切な監視とレビューの対象となるべきである。透明性は、年間事業計画や、包括的又は法人毎の検査結果を含めた活動報告書の公表を含むものでなければならない。

パート B. 運営

原則 4 : 監査監督当局は、検査における発見事項又は勧告が適切に取り組まれることを確保するための能力を含む包括的な検査と執行の権限を有していなければならない ; これらの執行権限は、例えば、罰金や、監査免許や/又は登録の取消しを含む種々の処分を課すための能力を含むものでなければならない。

監査監督当局は、少なくとも、社会的影響度の高い事業体の監査を実施している監査法人への繰返しの検査の制度と実施に対して責任を有しなければならない。監査監督当局は、検査における発見事項や勧告を執行するための権限と能力を有しなければならない。監査監督当局は、罰金や、最終的には、監査人の又は監査法人の免許又は登録の取消しといった包括的な法務執行制度を有しなければならない。

監査監督当局は、苦情処理又は内部通報制度など、第三者による情報提供を可能とし、そして、そうした情報を取り扱う十分かつ適切な仕組みを有していなければならない。こうした仕組みは、適時かつ効果的に、また監査の不適切な、又は非遵守な実施事案に関連した調査と罰則の適切な制度を通じてフォローアップされる結果において機能するものでなければならない。

原則 5 : 監査監督当局は、その職員のプロフェッションからの独立性を確保し、適切な能力を備えた十分な職員を有していなければならない。

監査監督当局は、検査実施職員がプロフェッションから独立していることを確保する制度を有していなければならない。これらの制度は、少なくとも、職員が監査人として活動している又は監査法人によって雇用されている、又は関係してはならず、又はプロフェッション団体によってそのアレンジメントがいかなる形であれコントロールされていないようにすることが含まれるであろう。

監査規制当局が効果的であるためには、適切な能力を備えた十分な職員の存在が必須条件である。監査法人の品質管理システムのレビューを実施する職員は、監査と財務報告における適切な職業的訓練を受け、かつ関連した経験を有し、また規制上の品質管理レビューにおける訓練を受けなければならない。

また、このことは、検査官の間における相談と議論への適切な制度があることを意味する。新任検査官は、正しい監督と適切な訓練を受けなければならない。

原則 6 : 監査監督当局は、客観的であり、利益相反と無関係でなければならない、かつ適切な機密保持に関する制度を維持しなければならない。

監査監督当局は決定の客観性に信頼性をもって公益に資するための最も高い倫理行動基準を維持しなければならない。監査監督当局は、その運営組織と職員との間の利益相反を禁じ、公衆への流出から機密情報を保護するための適切な措置を講じなければならない。

原則 7 : 監査監督当局は、他の監査監督当局及び、関連する場合はその他第三者と協力するための適切なアレンジメントを構築しなければならない。

金融市場のグローバル性を考慮に入れると、必要かつ関連性がある場合、他の監査監督当局及び金融市場規制当局を含む第三者との協力と情報共有は、監査品質の改善という目的を達成するために有用である。

監査監督当局は、合理的な制限内において、相互に時宜にかなった支援を行うべきである。監査監督当局とその他の監督当局（又は 2 以上の主体が関わる場合は監査監督システムの複数の部分）との間の情報共有のためのアレンジメントが実施されなければならない。

パート C. 検査に関するプリンシプル

原則 8：監査監督当局は、適用される専門職業基準、独立性要件及びその他の法律、規則、規制への遵守を評価するために、少なくとも、社会的影響度の高い事業体の監査を実施している監査法人に対し繰返しの検査を実施しなければならない。

繰返しの検査は、検査対象監査法人の選定、適切な専門知識と能力を有する検査チームの選定、監査法人への検査実施通知、事前の書類提出要請、レビューのための個別監査業務の選定の通知、マネジメントとのミーティング、及びオンサイト検査のアレンジメントで構成される手続に準じて実施されなければならない。検査手続は、監査監督当局内において、高品質かつ一貫性を確保するために適切な内部品質管理の対象となっていなければならない。

原則 9：監査監督当局は、リスクベースの検査プログラムの実施を確保しなければならない。

監査監督当局は規制対象の個別法人とその法人が実施する個別監査業務に関する監査環境におけるリスク及び監査リスクの評価手続を有していなければならない。監査監督当局は検査リソースの配分及び採用する検査アプローチにおけるリスク評価を考慮する手続を有していなければならない。これらの手続は、監査法人とそのクライアントの規模と複雑さに相当したものでなければならない。監査監督当局は検査頻度に関する確立された最低限のサイクルを有していなければならない。

原則 10：監査監督当局は、検査は法人全体のレビュー及び調書のレビューのいずれについても効果的な手続を含むことを確保しなければならない。

リスクベースの検査アプローチは法人全体の検査及び監査調書の検査手続のいずれについても反映されなければならない。法人全体の手続は、監査法人の組織、ポリシー及び手続に反映された監査法人の品質管理システムに対するものでなければならない。国際品質管理基準第 1 号（ISQC 1）又は類似の基準は、法人全体の手続実施におけるベンチマークとして用いられなければならない。また、検査手続は、法人の品質管理システムの有効性を判定する、また、法律、規則及び専門職基準の遵守を評価するために抽出された監査調書の適切なテストをも含まなければならない。

原則 11：監査監督当局は、検査における発見事項を監査法人に通知し、監査法人と共に発見事項の改善を確保するための仕組みを有していなければならない。

監査監督当局は、監査法人の品質管理システムにおける批判又は潜在的欠陥、及び検査期間中に発見された監査法人の監査実施に関連した問題点を監査法人に報告されるようにしなければならない。監査監督機関の報告手続は、検査結果報告ドラフト版の作成と発行、監査法人の返答手続、及び最終検査報

告の作成と発行を含まなければならない。更に、監査監督当局は、監査監督当局によって監査法人へ報告された検査発見事項に監査法人が十分取組むことを確保するための手続を有していなければならない。

平成 23 年 10 月 3 日

公認会計士・監査審査会

第 10 回監査監督機関国際フォーラム(バンコク会合)について**Meeting of the IFIAR (International Forum of Independent Audit Regulators)**

第 10 回監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)が下記の通り開催され、公認会計士・監査審査会からは廣本委員が参加し、「監査の品質管理に関する指摘事例集」について概略を紹介する等、最近の監査監督に関する議論を行いました。会合の様様につきましては、IFIAR 事務局による「プレスリリース」をご参照ください。

記**1. 日程・開催場所**

平成 23 年 9 月 26 日(月)～9 月 28 日(水)

タイ・バンコク

2. 参加者➤ **メンバー(各国・地域の監査監督機関)**

アブダビ、ブラジル、ブルガリア、カナダ、デンマーク、ドバイ、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、イタリア、日本、韓国、マレーシア、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、シンガポール、スロバキア、南アフリカ、スペイン、スリランカ、スイス、台湾、タイ、トルコ、英国、米国

計 29 カ国・地域

➤ **オブザーバー**

金融安定理事会(FSB)、保険監督者国際機構(IAIS)、証券監督者国際機構(IOSCO)、世界銀行

計 4 国際機関

➤ **ゲスト・スピーカー**

アーノルド・シルダー国際監査・保証基準審議会(IAASB)議長
ケン・ダクダック国際会計士倫理基準審議会(IESBA)議長

➤ **議長**

ポール・ジョージ英財務報告評議会(FRC)監査・専門職監視委員会ディレクター

3. 主な議題

- 6大監査ネットワークとの対話
- オフィサー(議長・副議長)の業務計画
- 現在の市況と最近の検査発見事項に関する議論 等

4. 次回会合

平成 24 年4月 釜山(韓国)

プレスリリース（仮訳）

監査監督機関国際フォーラム会合
2011年9月26-28日 於バンコク

会合のハイライト

- ・ 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）メンバーは、招きによりモニタリング・グループに参加することに合意した。
- ・ IFIAR メンバーは、国際的な6大監査ネットワークのグローバル CEO と議論を行った。
- ・ IFIAR メンバーは、最近の検査における発見事項を共有し、最近の監査ポリシーの進展について議論を行った。
- ・ IFIAR メンバーは、国際監査・保証基準審議会（IAASB）及び国際会計士倫理基準審議会（IESBA）の両議長と議論を行った。

2011年9月26日から28日にかけて、独立監査監督機関はIFIARの第10回会合に参加した。本会合はタイの監査監督当局（証券取引委員会（SEC：Securities and Exchange Commission））の主催により行われた。前回の会合以降、アルバニア、クロアチア及びポーランドの各当局がIFIARのメンバーとなり、メンバー総数は41となった。

IFIARはモニタリング・グループ¹におけるオブザーバーとしての役割について考慮し、招きを受けて正規メンバーとしてモニタリング・グループに参加することに合意した。

IFIARメンバーは、BDO、デロイト・トウシュ・トーマツ、アーンスト・アンド・ヤング、グラント・ソントン、KPMG及びプライスウォーターハウスクーパースの国際ネットワークのグローバルCEOと議論を行った。議論のテーマには、監査人の役割、監査報告書、監査委員会及びソブリン債を取り巻く国際ネットワーク側のプロセスに関する問題が含まれた。メンバーは、また、2010年3月にIFIARアブダビ会合でネットワークと議論したよく起こる問題事項に関してネットワークがとってきた対応に関する6大監査ネットワーク（GPPC：Global Public Policy Committee²）ワーキング・グループからの報告について議論を行った。これらの問題は、職業的懐疑心、連結財務諸表監査、審査担当者の役割（Engagement Quality Control Review）及び収益

¹モニタリング・グループは、国際的な監査品質に関連した分野での公益の向上にコミットした国際的な規制機関及び関連組織からなるグループであり、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、金融安定理事会（FSB）、証券監督者国際機構（IOSCO）、欧州委員会（EC）及び保険監督者国際機構（IAIS）、世界銀行で構成されている。

²GPPCは、6大監査ネットワークで構成されている。

認識である。ネットワークの各メンバーは、ポリシーに関する事項を議論するため、定期的にワーキング・グループと会うこと、及び当該事項への対処に係る進捗について最新の情報を提供することに同意した。

IFIAR メンバーは、機密でない検査発見事項も含めて、最近の各国の進展について議論を行った。

検査発見事項の分野の事例は以下を含む：

- ・ ディスクロージャーの監査
- ・ 監査証拠の品質
- ・ 専門家の業務の利用
- ・ 非監査業務の提供及び監査人の独立性を脅かすその他の脅威

国際監査・保証基準審議会（IAASB）議長であるアーノルド・シルダー教授は、IAASB の業務計画、戦略及び監査監督当局からのコメントを検討するプロセスについてプレゼンテーションを行った。テーマには、国際監査基準（ISA : International Standards on Auditing）の適用、監査報告書、ディスクロージャー及び監査の品質が含まれた。

ケン・ダクダック国際会計士倫理基準審議会（IESBA）議長は、IESBA の現在の活動及び倫理規程の現状について報告を行った。テーマには、非監査業務の提供、監査事務所のローテーション、IESBA 倫理規程の不注意による違反及び倫理規程の監督上の問題が含まれた。

IAASB 及び IESBA の両議長との議論は、両機関における基準設定活動に対する、IFIAR メンバーの検査活動からの重要なフィードバックの機会となった。

IFIAR メンバーは、監査人の報告モデル、監査人の独立性、客観性及び職業的懐疑心の向上、並びに監査の透明性の改善を含む監査ポリシーについて議論を行った。IFIAR メンバーは、コミュニケーション活動のレビューを含む2013年4月までの期間のIFIAR業務計画に合意した。次回会合は、韓国金融委員会（FSC : Financial Services Commission）及び金融監督院（FSS : Financial Supervisory Service）の招待により、2012年4月に、韓国の釜山において開催する。

更なる詳細

このプレスリリースの更なる詳細は、以下に照会されたい：

- ・ IFIAR議長－ポール・ジョージ英財務報告評議会（FRC : Financial Reporting Council）監査・専門職監視委員会ディレクター：+44(0)20-7492-2300 またはジョン・フーパーへのe-mail (j.hooper@frc.org.uk)
- ・ IFIAR副議長－ダン・ゲルザー米公開会社会計監督委員会（PCAOB : Public Company Accounting Oversight Board）委員：+1-202-207-9252 またはe-mail (internationalaffairs@pcaobus.org)

補足情報

1. **IFIAR**メンバーの詳細については、**IFIAR**のウェブサイトwww.ifiar.orgを参照されたい。
2. 会合においては、ポール・ジョージ **FRC** ディレクターが議長を務め、ダン・ゲルザー**PCAOB**委員が副議長を務めた。
3. 金融安定理事会（**FSB**）、保険監督者国際機構（**IAIS**）、証券監督者国際機構（**IOSCO**）及び世界銀行の代表もオブザーバーとして参加し、監査に関連する各々の活動状況について報告を行った。また、メンバーはバーゼル銀行監督委員会（**BCBS**）、欧州委員会（**EC**）及び公益監視委員会（**PIOB**）からも、各々の監査に関連する活動状況について、報告書を受け取った。
4. **IFIAR** は、次回検査ワークショップを、アブダビ会計責任委員会（**ADAA : Abu Dhabi Accountability Authority**）の招待により、2012 年 3 月にアブダビにて開催することに合意した。ワークショップは、メイン・ワークショップと **IFIAR** の新メンバーを対象とした半日のオリエンテーション・ワークショップで構成される。